

## 議 事 日 程

### ◎本日の会議に付議した事件

- |       |        |  |                                   |
|-------|--------|--|-----------------------------------|
| 日程第 1 |        |  | 会議録署名議員の指名について                    |
| 日程第 2 |        |  | 会期の決定について                         |
| 日程第 3 |        |  | 町長の行政報告及び提出案件要旨説明                 |
| 日程第 4 | 承認第 1号 |  | 専決処分の承認を求めることについて                 |
| 日程第 5 | 承認第 2号 |  | 専決処分の承認を求めることについて                 |
| 日程第 6 | 議案第 1号 |  | 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について       |
| 日程第 7 | 議案第 2号 |  | 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について |
| 日程第 8 | 議案第 3号 |  | 平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）           |
| 日程第 9 | 議案第 4号 |  | 平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）      |
| 日程第10 | 議案第 5号 |  | 平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）        |
| 日程第11 | 議案第 6号 |  | 平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第4号）          |
| 日程第12 | 議案第 7号 |  | 平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）         |

《平成28年1月28日》

## 平成28年第1回

### 遠軽町議会臨時会会議録（第1号）

平成28年1月28日（木）午前10時00分開会

---

#### ◎本日の会議に付議した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名について  
日程第 2 会期の決定について  
日程第 3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明  
日程第 4 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 5 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて  
日程第 6 議案第 1号 遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について  
日程第 7 議案第 2号 遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について  
日程第 8 議案第 3号 平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）  
日程第 9 議案第 4号 平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）  
日程第10 議案第 5号 平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）  
日程第11 議案第 6号 平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第4号）  
日程第12 議案第 7号 平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）
- 

#### ◎出席議員（16名）

- |    |     |       |     |       |
|----|-----|-------|-----|-------|
| 議長 | 18番 | 前田篤秀君 | 17番 | 杉本信一君 |
|    | 1番  | 今村則康君 | 2番  | 岩上孝義君 |
|    | 3番  | 佐藤昇君  | 4番  | 稲場仁子君 |
|    | 5番  | 奥田稔君  | 7番  | 黒坂貴行君 |
|    | 9番  | 岩澤武征君 | 10番 | 阿部君枝君 |
|    | 11番 | 山谷敬二君 | 12番 | 松田良一君 |
|    | 13番 | 竹中裕志君 | 14番 | 秋元直樹君 |
|    | 15番 | 高橋義詔君 | 16番 | 一宮龍彦君 |
- 

《平成28年1月28日》

◎欠席議員（0名）

---

◎列席者

町 長 佐々木 修 一 君 代表監査委員 村 瀬 光 明 君

---

◎説明員

副 町 長	広 井 澄 夫 君	総 務 部 長	加 藤 俊 之 君
民 生 部 長	松 橋 行 雄 君	経 済 部 長	鈴 木 光 男 君
経 済 部 技 監	中川原 英 明 君	総 務 課 長	舟 木 淳 次 君
企 画 課 長	佐 藤 祐 治 君	財 政 課 長	大 堀 聡 君
保 健 福 祉 課 長	小 谷 英 充 君	住 民 生 活 課 長	小 野 寺 正 彦 君
税 務 課 長	会 津 靖 朗 君	水 道 課 長	久 保 英 之 君
生 田 原 総 合 支 所 長	平 間 敏 春 君	丸 瀬 布 総 合 支 所 長	只 野 博 之 君
白 滝 総 合 支 所 長	荒 井 正 教 君	会 計 管 理 者	小 野 寺 健 君
教 育 長	河 原 英 男 君	教 育 部 長	寒 河 江 陽 一 君
総 務 課 長	大 貫 雅 英 君	監 査 委 員 事 務 局 長	伯 谷 和 昭 君

---

◎議会事務局職員出席者

事 務 局 長 安 江 陽 一 郎 君 事 務 局 主 幹 渡 邊 亮 司 君  
庶 務 ・ 議 事 担 当 係 長 小 玉 美 紀 子 君

---

◎開会宣告

○議長（前田篤秀君） 本日をもって招集されました平成28年第1回遠軽町議会臨時会を開会します。

---

◎開議宣告

○議長（前田篤秀君） 直ちに、本日の会議を開きます。

---

◎諸般報告

○議長（前田篤秀君） 会議に先立ち、局長をして諸般の報告をします。

○議会事務局長（安江陽一郎君） 御報告いたします。

ただいまの出席議員は、16人であります。

本日の列席者は、佐々木町長、村瀬代表監査委員であります。

次に、地方自治法第121条の規定による説明員、議会事務局からの出席者、監査委員の平成27年度分例月出納検査の結果並びに議長の執務、閉会中における各委員会等の活動状況につきましては、別紙印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

次に、本臨時会の日程は、第12までとなっております。

以上で、報告を終わります。

---

◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（前田篤秀君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員には、会議規則第125条の規定により、稲場議員、山谷議員を指名いたします。

---

◎日程第2 会期の決定について

○議長（前田篤秀君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

本件について、議会運営委員長の報告を求めます。

高橋議会運営委員長。

○15番（高橋義詔君） ー登壇ー

御報告いたします。

本日をもって招集されました、平成28年第1回遠軽町議会臨時会の会期につきましては、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催し、審議の結果、本日1日間と決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（前田篤秀君） お諮りします。

本臨時会の会期は、議会運営委員長報告のとおり、本日1日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日1日間とすることに決定しました。

---

### ◎日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明

○議長(前田篤秀君) 日程第3 町長の行政報告及び提出案件要旨説明を求めます。

佐々木町長。

○町長(佐々木修一君) ー登壇ー

平成28年第1回遠軽町議会臨時会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集いただき、厚くお礼を申し上げます。

初めに、平成27年第6回遠軽町議会定例会以降における行政について、御報告いたします。

まず、1月19日から21日にかけて発生した大雪についてであります。発達した低気圧の影響により、19日午前0時25分に大雪警報が発令され、特に白滝地域におきましては、最深積雪が観測史上最高の128センチメートルとなり、記録的な大雪となりました。

この大雪の影響により、災害発生の恐れがあることから、20日午前11時に遠軽町大雪災害対策本部を設置し、避難所の開設準備、大雪への警戒、町道の除雪、ひとり暮らしの高齢者などへの安否確認を行ったところです。

幸い人命に関わる大きな被害はありませんでしたが、国道の通行止め及びJR石北本線並びに町内路線バス等の運休、さらには小中学校の臨時休校など、住民生活に大きな影響があったところです。

次に、遠軽高校ラグビーフットボール部が2年ぶり10回目の出場を果たした第95回全国高等学校ラグビーフットボール大会についてであります。12月27日の1回戦で、愛媛県代表の北条高校と対戦し、見事勝利をおさめ2回戦進出を決めました。

花園ラグビー場には、父母、OBの皆さんなど、全国各地から約150人が集まり、私もその応援団の一員として応援をさせていただきました。

12月30日の2回戦では、島根県代表の石見智翠館高校と対戦し、敗れましたが、選手の皆さんにとっては大変貴重な経験となったことと思います。

また、町内では、両日とも、げんき21でパブリックビューイングが行われ、多くの町民が駆けつけ、スクリーンに向かい声援を送り続けました。

遠軽高校ラグビーフットボール部の見事な活躍により、遠軽の名を全国に知らしめるとともに、勇気と感動を与えていただきました。

次に、白滝ジオパーク関係についてであります。1月11日から13日にかけて、大

《平成28年1月28日》

韓国済州特別自治道を訪問し、世界自然遺産及びジオパークなどの自然遺産を観光に活かす取り組みを視察するとともに、現地ジオパーク関係者との意見交換会、さらには北海道と済州特別自治道との友好協力協定調印式に出席してきました。

訪問には、北海道知事、北海道議会議長及び世界ジオパーク認定の洞爺湖町、様似町並びに日本ジオパーク認定の鹿追町などの首長とともに訪問してきたところであり、今後も各地域と連携し、知名度アップを図るためさまざまな取り組みを行っていききたいと考えております。

次に、遠軽厚生病院の産婦人科についてであります。これまで、あらゆる機会を通じて関係機関に対する医師確保の要請活動を行っておりますが、韓国訪問の際にも北海道知事に対して、再度、直接窮状を説明し、医師確保に係る要請を行ったところです。

さらには、1月18日に、遠軽地区総合開発期成会の専門会議である遠軽地区地域医療対策連携会議として、構成町の湧別町長及び佐呂間町長とともに、東京都内の病院に対して医師派遣の要請を行ったところです。

この病院には、昨年の夏にも要請を行っているところですが、改めて現状を説明するとともに、強く協力の要請を行ったところです。

また、遠軽地区地域医療対策連携会議では、今後、関西方面の電車等への医師募集ポスターの掲示や医師招聘のダイレクトメール等の送付を行うなどの活動についても予定しているところです。

次に、本議会に提出いたしました議案の大要について御説明申し上げます。

承認第1号及び承認第2号専決処分の承認を求めることについては、平成27年12月18日付け総務省自治税務局長及び同局各課長連名通知に伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例及び遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、議会の承認を求めるものです。

議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正については、一般職の職員の給与を改定するため、本条例を定めるものです。

議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正については、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当の支給割合を改定するため、本条例を定めるものです。

次に、議案第3号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）の主なものについて、御説明いたします。

歳入については、繰入金及び町債を補正するものです。

歳出については、職員の給与改定等に伴う人件費、白滝歯科診療所診療機器の購入に係る経費等を計上したところです。

議案第4号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）、議案第5号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議案第6号平成27年度遠軽

町水道事業会計補正予算（第４号）及び議案第７号平成２７年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第３号）については、職員の給与改定等に伴う人件費を計上したところです。

以上が、本議会に提出いたしました議案の概要です。

御審議を願う議案につきましては、その都度、担当部課長から詳細に御説明いたしますので、御協賛を賜りますようお願いを申し上げます。

---

#### ◎日程第４ 承認第１号から日程第５ 承認第２号

○議長（前田篤秀君） 日程第４ 承認第１号専決処分の承認を求めることについて、日程第５ 承認第２号専決処分の承認を求めることについて、以上、承認２件は関連がありますので一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

会津税務課長。

○税務課長（会津靖朗君） 承認第１号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

地方自治法第１７９条第１項の規定により、遠軽町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例を定めることにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第３項の規定により報告し、承認を求めます。

次のページをお開き願います。

専決第１４号専決処分書でありまして、専決処分の理由は、平成２７年１２月１８日付け総務省自治税務局長通知に伴い、遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成２７年遠軽町条例第１７号）及び遠軽町税条例等の一部を改正する条例（平成２７年遠軽町条例第２９号）の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めたものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町税条例等の一部を改正する条例等の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページにあります遠軽町税条例等の一部を改正する条例等改正資料をお開き願います。

第１条による改正。町民税の減免及び特別土地保有税の減免については、減免申請書の記載事項に個人番号、法人番号を加える改正をしておりましたが、当該申請書について、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類は個人番号を記載不要と見直しされたことから、当該申請書の記載事項の個人番号を削除するものであります。

第２条による改正。特別土地保有税の減免は規定の整備でございます。

施行年月日は公布の日でありまして、平成２７年１２月３０日付で公布をしております。

以上で、承認第１号の説明を終わります。

続きまして、承認第２号専決処分の承認を求めることについて説明いたします。

《平成２８年１月２８日》



地方自治法第179条第1項の規定により、遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を定めることにつきまして、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次のページをお開き願います。

専決第15号専決処分書でありまして、専決処分の理由は、平成27年12月18日付け総務省自治税務局各課長連盟通知に伴い、遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例（平成27年遠軽町条例第31号）の一部を改正する必要が生じたことから、本条例を定めたものであります。

次のページ、別紙をお開き願います。

遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例でありまして、改正の内容につきましては、参考資料により説明いたしますので、次のページにあります遠軽町国民健康保険税条例及び遠軽町介護保険条例の一部を改正する条例改正資料をお開き願います。

国民健康保険税の減免については、減免申請書の記載事項に個人番号を加える改正をしておりましたが、当該申請書について、個人番号の記載を求めることによって生じる本人確認手続等の納税義務者の負担を軽減するため、申告等の後に関連して提出されると考えられる一定の書類は個人番号を記載不要と見直しされたことから、当該申請書の記載事項の個人番号を削除するものであります。

施行年月日は公布の日でありまして、平成27年12月30日付で公布をしてまいります。

以上で、承認第2号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました承認2件の質疑を行います。質疑は上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第1号の質疑を終わります。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、承認第2号の質疑を終わります。

以上で、承認2件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました承認2件を採決いたします。

採決は、上程の順により、各議案ごとに行います。

これより、承認第1号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

《平成28年1月28日》

本案は討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、承認第2号専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

本案は討論を省略して、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり承認されました。

---

### ◎日程第6 議案第1号から日程第12 議案第7号まで

○議長(前田篤秀君) 日程第6 議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について、日程第7 議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について、日程第8 議案第3号平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)、日程第9 議案第4号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、日程第10 議案第5号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)、日程第11 議案第6号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算(第4号)、日程第12 議案第7号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第3号)、以上、議案7件は関連がありますので、一括して議題とします。

上程の順により、提出者の説明を求めます。

舟木総務課長。

○総務課長(舟木淳次君) 議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを御説明いたします。

一般職の職員の給与を改定するため、本条例を定めるものであります。

別紙をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

地方公務員の給与につきましては、地方公務員法に費用決定に関する原則が定められており、本町の職員給与につきましても地方公務員法の規定に基づき決定をしてきたところでございます。本年度の給与改定に当たっても、国家公務員の給与改定状況及び総務省の給与改定通知書などを考慮し給与を改定するため、本条例を定めるものでございます。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明をいたします。

参考資料、新旧対照表をお開き願います。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表(第1条関係)。

第26条勤勉手当につきましては、平成27年12月期における勤勉手当の支給率の改定でありまして、第26条第2項第1号中勤勉手当基礎額にの次に「、6月に支給する場合においては」を加え、100分の75の次に「、12月に支給する場合においては10

《平成28年1月28日》

0分の85」を加え、一般職の支給率につきまして「100分の75」を「100分の85」に改正し、年間支給率を1.5月から1.6月に引き上げるものです。

同項第2号中勤勉手当基礎額にの次に「、6月に支給する場合においては」を加え、100分の35の次に「、12月に支給する場合においては100分の40」を加え、再任用職員の支給率につきまして100分の35を「100分の40」に改正し、年間支給率を0.7月から0.75月に引き上げるものです。

改定は、いずれも平成27年12月からさかのぼって適用をするものです。

別表（第4条関係）一般職給料表につきましては、給料月額改定に伴う一般職給料表の改定でありまして、改定率は平均0.4%で、参考資料のとおり改定をするものです。

改定は、平成27年4月からさかのぼって適用をするものです。

5ページをご覧ください。

遠軽町一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）。

第26条、勤勉手当につきましては、平成28年度以降の勤勉手当の支給率の改定でありまして、一般職の勤勉手当の支給率につきましては、第26条第2項第1号中「、6月に支給する場合においては100分の75、12月に支給する場合においては100分の85」を「100分の80」に改正するものです。

再任用の勤勉手当の支給率につきましては、同項第2号中「、6月に支給する場合においては100分の35、12月に支給する場合においては100分の40」を「100分の37.5」に改正するものです。

別紙に戻りまして、附則として、第1項は、第2条の規定は、平成28年4月から施行。

第2項では、第1条による改正後の規定は、平成27年4月1日から適用することを規定しております。

第3項は給与の内払を、第4項では規則への委任を規定しております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

次に、議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正について御説明をいたします。

国家公務員の給与改定に鑑み、議会議員、町長、副町長及び教育長の期末手当を改定するため、本条例を定めるものです。

別紙をお開き願います。

遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部を改正する条例。

この条例につきましては、第1条から第6条までの規定により、遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例、遠軽町長、副町長及び教育長の給与に関する条例、旧遠軽町教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例の3つの条例を改正するものです。

改正の内容につきましては、参考資料の新旧対照表により御説明をいたします。

《平成28年1月28日》

参考資料、新旧対照表をお開き願います。

1 ページにつきましては議会議員の期末手当、2 ページにつきましては、町長、副町長及び教育長の期末手当、3 ページにつきましては旧教育長の期末手当の支給割合の改正でございます。

改正の内容につきましては、議会議員、町長、副町長、教育長同様でございますので、1 ページにより御説明いたしますので、1 ページをご覧ください。

上段の遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第1条関係）につきましては、平成27年12月期における期末手当の改正でありまして、12月に支給する期末手当の支給割合「100分の212.5」を「100分の222.5」に改正し、年間支給割合を4.1月から4.2月に引き上げるものです。

下段の遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（第2条関係）につきましては、平成28年度以降の期末手当の改正でありまして、6月に支給する期末手当の支給割合「100分の197.5」を「100分の202.5」に、12月に支給する期末手当の支給割合「100分の222.5」を「100分の217.5」に改正をするものです。

別紙に戻りまして、附則として、第1項は、第2条、第4条及び第6条の規定は、平成28年4月1日から施行。

第2項では、第1条、第3条、第5条による改正後の規定は、平成27年4月1日から適用することを規定しております。

第3項は、給与の内払を規定しております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 大堀財政課長。

○財政課長（大堀 聡君） 議案第3号平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）について説明いたします。

平成27年度遠軽町一般会計補正予算（第12号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ160万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を156億9,345万8,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」により説明いたします。

地方債の変更は、「第2表地方債補正」により説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から説明いたします。

18款繰入金につきましては、1項基金繰入金を139万9,000円減額し、総額を4億2,980万8,000円とするものです。

21款町債につきましては、1項町債に300万円を追加し、総額を25億5,090万円とするものです。

これによりまして、歳入合計156億9,185万7,000円に160万1,000円を追加し、総額を156億9,345万8,000円とするものです。

《平成28年1月28日》

次に、歳出について説明いたします。

次のページをお開き願います。

1 款議会費につきましては、1 項議会費を 1 9 万円減額し、総額を 1 億 6 7 9 万 9, 0 0 0 円とするものです。

2 款総務費につきましては、1 項総務管理費に 2 3 6 万 3, 0 0 0 円を追加し、総額を 2 7 億 3, 5 1 8 万 5, 0 0 0 円とするものです。

3 款民生費につきましては、1 項社会福祉費を 3 6 2 万 4, 0 0 0 円減額し、総額を 2 7 億 5, 6 9 3 万 2, 0 0 0 円とするものです。

4 款衛生費につきましては、1 項保健衛生費に 3 0 5 万 2, 0 0 0 円を追加し、総額を 1 4 億 4, 2 2 8 万 1, 0 0 0 円とするものです。

これによりまして、歳出合計 1 5 6 億 9, 1 8 5 万 7, 0 0 0 円に 1 6 0 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額を歳入歳出同額の 1 5 6 億 9, 3 4 5 万 8, 0 0 0 円とするものです。

次に、第 2 表、地方債補正について説明いたします。

地方債補正につきましては、白滝診療所の医療機器の更新に伴い、限度額を 8 9 0 万円に変更するものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から説明いたします。

9 ページをお開き願います。

1 款議会費 1 項議会費 1 目議会費、議員報酬及び期末手当等 1 9 万円の減額は、議員の逝去及び期末手当の支給率の改定により、議員報酬 6 0 万 3, 0 0 0 円を減額、議員期末手当 4 1 万 3, 0 0 0 円を追加するものです。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費、特別職人件費 1 6 万 7, 0 0 0 円は、期末手当の支給率の改定により特別職期末手当を計上するものです。

職員人件費 2 1 9 万 6, 0 0 0 円は、給与改定、職員の人事異動に伴う会計間の移動等により一般職給 4 5 9 万 5, 0 0 0 円、扶養手当 5 3 万 9, 0 0 0 円を減額、管理職手当 4 5 2 万 1, 0 0 0 円、勤勉手当 7 9 9 万 6, 0 0 0 円、通勤手当 1 8 0 万 3, 0 0 0 円、職員共済組合負担金 6 4 万 3, 0 0 0 円を追加、職員共済組合追加費用負担金 7 6 3 万 3, 0 0 0 円を減額するものです。

3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目社会福祉総務費、国民健康保険事業 3 1 3 万 1, 0 0 0 円の減額は、国民健康保険特別会計予算の補正に伴い、国民健康保険特別会計繰出金を計上するものです。

介護保険事業 4 9 万 3, 0 0 0 円の減額は、介護保険特別会計予算の補正に伴い、介護保険特別会計繰出金を計上するものです。

4 款衛生費 1 項保健衛生費 4 目環境衛生費、上水道事業の推進 2 万 8, 0 0 0 円は、水道事業会計予算の補正に伴い、水道事業会計繰出金を計上するものです。

5 目診療所費、歯科診療所運営事業 3 0 2 万 4, 0 0 0 円は、白滝歯科診療所のパノラ

マレントゲン装置の更新にかかる備品購入費を計上するものです。

次に、歳入について説明いたします。

7ページをお開き願います。

18款繰入金1項基金繰入金1目財政調整基金繰入金は、139万9,000円を減額するものです。

21款町債1項町債3目衛生債300万円は、歯科診療所医療機器整備事業債の追加です。

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小野寺住民生活課長。

○住民生活課長（小野寺正彦君） 議案第4号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を御説明いたします。

平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ313万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を27億9,411万3,000円とするものであります。

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

1ページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

9款繰入金につきましては、1項他会計繰入金から313万1,000円を減額し、総額を3億5,663万円とするものです。

これによりまして、歳入合計27億9,724万4,000円から313万1,000円を減額し、総額を27億9,411万3,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

2ページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費から313万1,000円を減額し、総額を3,985万4,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計27億9,724万4,000円から313万1,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の27億9,411万3,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略いたしまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費313万1,000円の減額は、職員の人事異動及び給与改定によりまして、職員人件費、一般職給137万円の減額、扶養手当21万6,000円の減額、期末手当48万8,000円の減額、勤勉手当8万5,000円の減額、寒冷地手当8万1,000円の減額、通勤手当2万4,000円の増額、児童手当12万円の減額、退職手当39万円の減額、職員共済組合負担金40万5,000円の減額であります。

《平成28年1月28日》

次に、歳入について説明いたします。

戻りまして、6ページをお開き願います。

9款繰入金1項他会計繰入金1目一般会計繰入金313万1,000円の減額は、その他一般会計繰入金の減額です。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 小谷保健福祉課長。

○保健福祉課長（小谷英充君） 議案第5号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ49万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を16億3,895万2,000円とするものです。

補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表歳入歳出予算補正」により御説明いたします。

次のページをお開き願います。

第1表、歳入歳出予算補正の歳入から御説明いたします。

8款繰入金につきましては、1項一般会計繰入金を49万3,000円減額し、総額を2億5,480万6,000円とするものです。

これによりまして、歳入合計16億3,944万5,000円から49万3,000円を減額し、総額を16億3,895万2,000円とするものです。

次に、歳出について御説明いたします。

次のページをお開き願います。

1款総務費につきましては、1項総務管理費を49万3,000円減額し、総額4,096万3,000円とするものです。

これによりまして、歳出合計16億3,944万5,000円から49万3,000円を減額し、総額を歳入歳出同額の16億3,895万2,000円とするものです。

次に、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括を省略しまして、歳出から御説明いたします。

8ページをお開き願います。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費、職員人件費49万3,000円の減額につきましては、職員の人事異動及び給与改定に伴う減額でありまして、一般職給を28万6,000円減額、期末手当を12万2,000円減額、住居手当を20万4,000円減額、通勤手当を2万4,000円減額、児童手当に24万円追加、職員共済組合負担金を9万7,000円減額するものです。

次に、歳入について御説明いたします。

6ページをお開き願います。

8款繰入金1項一般会計繰入金4目その他一般会計繰入金49万3,000円の減額につきましては、職員給与費等一般会計繰入金の減額であります。

《平成28年1月28日》

以上で説明を終わります。

○議長（前田篤秀君） 久保水道課長。

○水道課長（久保英之君） 議案第6号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

第2条は、遠軽町水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

収入につきましては、第1款水道事業収益、第1項営業収益に2万8,000円を追加し、総額を6億1,900万6,000円にするものです。

支出につきましては、第1款水道事業費用、第1項営業費用691万1,000円を減額し、総額を5億4,995万7,000円とするものです。

第3条は、予算第7条に定めた職員給与費9,668万1,000円を8,978万5,000円に改めるものです。

次のページをお開きください。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、5ページ、補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出の収入につきましては、1款水道事業収益1項営業収益2目他会計負担金1節一般会計負担金2万8,000円の増額は、給与改定に伴う一般会計繰入金の追加であります。

支出につきましては、1款水道事業費用1項営業費用1目原水及び浄水費742万2,000円の減額は、1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで、給与改定に伴う人件費の追加と人事異動による人件費の減額であります。

2目配水及び給水費10万4,000円の増額は、2節手当から7節法定福利費引当金繰入額まで、給与改定に伴う人件費の追加と減額であります。

3目総係費40万7,000円の増額は、1節給料から7節法定福利費引当金繰入額まで、給与改定に伴う人件費の追加であります。

続きまして、議案第7号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

第2条は、遠軽町下水道事業会計予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものです。

支出につきましては、第1款下水道事業費用を、第1項営業費用に29万5,000円を追加し、総額を9億5,088万5,000円とするものです。

第3条は、予算第8条に定めた職員給与費6,138万4,000円を6,167万9,000円に改めるものです。

次のページをお開きください。

1ページは実施計画、2ページはキャッシュ・フロー計算書、3ページから4ページは

《平成28年1月28日》



予定貸借対照表でありまして、説明は省略させていただきます。

次に、5 ページ、補正予算明細により御説明いたします。

収益的収入及び支出につきましては、1 款下水道事業費用 1 項営業費用 1 目管渠費 1 4 万 1,000 円の増額は、1 節給料から 7 節法定福利費引当金繰入額まで、給与改定に伴う人件費の追加と減額であります。

2 目処理場費 5 3 万 1,000 円の増額は、1 節給料から 7 節法定福利費引当金繰入額まで、給与改定に伴う人件費の追加であります。

3 目総係費 3 7 万 7,000 円の減額は、1 節給料から 7 節法定福利費引当金繰入額まで、給与改定に伴う人件費の追加と減額であります。

以上で、説明を終わらせていただきます。

○議長（前田篤秀君） これより、一括上程しました議案 7 件の質疑を行います。

質疑は、上程の順により、各案件ごとに行います。

これより、議案第 1 号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 1 号の質疑を終わります。

次に、議案第 2 号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についての質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 質疑なしと認めます。

これをもって、議案第 2 号の質疑を終わります。

次に、議案第 3 号平成 2 7 年度遠軽町一般会計補正予算（第 1 2 号）の質疑を行います。

質疑は第 1 表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の 3、歳入より各款ごとに行います。

1 款議会費、9 ページから 1 0 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 2 款総務費、1 1 ページから 1 2 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 3 款民生費、1 3 ページから 1 4 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 4 款衛生費、1 5 ページから 1 6 ページ。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 次に、2、歳入に入ります。

1 8 款繰入金、7 ページから 8 ページ。

《平成 2 8 年 1 月 2 8 日》

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 21款町債、7ページから8ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、第2表地方債補正、3ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第3号の質疑を終わります。

次に、議案第4号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

質疑は第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

9款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第4号の質疑を終わります。

次に、議案第5号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は第1表歳入歳出予算補正を省略して、歳入歳出補正予算事項別明細書の3、歳出より各款ごとに行います。

1款総務費、8ページから9ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 次に、2、歳入に入ります。

8款繰入金、6ページから7ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第5号の質疑を終わります。

次に、議案第6号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算(第4号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページから6ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第6号の質疑を終わります。

次に、議案第7号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算(第3号)の質疑を行います。

質疑は、実施計画、予定キャッシュ・フロー計算書、予定貸借対照表を省略して、補正

予算明細により行います。

収益的収入及び支出、5ページ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) これをもって、議案第7号の質疑を終わります。

以上で、議案7件の質疑を終わります。

これより、一括上程しました議案7件を採決いたします。

採決は、上程の順により各案件ごとに行います。

これより、議案第1号遠軽町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第2号遠軽町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例等の一部改正についてを採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号平成27年度遠軽町一般会計補正予算(第12号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号平成27年度遠軽町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号平成27年度遠軽町介護保険特別会計補正予算(第3号)を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(前田篤秀君) 異議なしと認めます。

《平成28年1月28日》

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号平成27年度遠軽町水道事業会計補正予算（第4号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号平成27年度遠軽町下水道事業会計補正予算（第3号）を採決いたします。

本案は、討論を省略して原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（前田篤秀君） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎閉会宣告

○議長（前田篤秀君） 以上をもって、本臨時会の会議に付された事件は全部終了しました。

会議を閉じます。

以上で、平成28年第1回遠軽町議会臨時会を閉会いたします。

午前10時49分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 前 田 篤 秀

署 名 議 員 福 場 仁 子

署 名 議 員 山 谷 敬 二